

○御意見者数：136人，2団体 御意見数：197件

1 計画全体 13件

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
1	新規改善施策に今日の人権問題がしっかり反映されているように感じた。計画案に賛同する。	「人権文化の息づくまちづくり」の実現に向けて、計画を改訂し、着実に推進してまいります。
2	SDGsの実現につながる重要な計画であり、改訂に賛同する。	
3	幅広い分野について考慮されており良いと思う。	
4	計画の推進について、この方向で一層進んでほしい。	
5	誰もがその人らしく生きられる社会が大切である。時代によって計画は見直す必要があり、今の時代にふさわしい計画が大切である。	御意見を踏まえ、社会状況等の変化に対応した計画の改訂を行ってまいります。
6	性的少数者をはじめとするマイノリティの方々が生活しやすい環境を整えることは、社会の大きな流れになっており、計画においても、時代を見据えて反映していく必要がある。	
7	皆それぞれ社会的弱者・生きづらさの側面を持ち合わせていることを心にとめることが人権意識の向上につながるのではないかな。	人権の基本的な考え方として、人権は、「市民一人ひとりにとって身近」で、「すべての人々にとって普遍的なもの」であって、「人は互いに助け合い、人権が守られることによって、自分らしく幸福な日常生活を送ることができる」としています。 御意見を踏まえ、「やさしさあふれる人権文化の息づくまち」を目指し、計画を着実に推進してまいります。
8	大人も子どもも、相手の立場になってその人に必要なことやその人の考え等が分かるような想像力、思いやりの心を持つことが大切であり、これは人権問題全てに通じることだと思う。	人権文化の息づくまち・京都を目指して、計画を着実に進めてまいります。
9	成果主義の弊害か、心に余裕のない人が増えたように感じる。お互いに寛容な心を持てる社会こそが大切である。行政には社会のために頑張って取り組んでほしい。	人権の基本的な考え方として、人権は、「市民一人ひとりにとって身近」で、「すべての人々にとって普遍的なもの」であって、「人は互いに助け合い、人権が守られることによって、自分らしく幸福な日常生活を送ることができる」としています。 御意見を踏まえ、「やさしさあふれる人権文化の息づくまち」を目指し、計画を着実に推進してまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
10	多様な視点から物事を見て、考えることの大切さを多くの方が認識し、かつ、実践できるようなエッセンスを盛り込んだ計画にしてほしい。	御意見を踏まえ、多様な個性や可能性が尊重される社会の実現に向け、今後も計画を着実に推進してまいります。
11	個人への帰結ではなく、全体事として、社会課題、社会状況と関連付けて見せていくことが、計画の主軸であってほしい。	重要課題ごとに、「主な課題」として現在の社会問題、社会状況を記載し、それを踏まえて「今後の施策の在り方」を記載しております。
12	きちんとまとまった計画である。ただ、市民は「人権文化」という言葉になじみがなく戸惑う。このテーマは皆、自身に関係のあることなので、何が大事なことなのか、分かりやすい言葉で伝えてほしい。	まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」を市民の皆様と共に築いていくことにより、人権に関わる課題の解決に向けた取組を進めてまいります。今後とも、人権について身近に感じ、考えていただけるような啓発に取り組んでまいります。
13	「第1章 基本的な考え方」を1, 2, 3, 5, 4に並べ替えて、そのあとに第3章を持ってきてはどうか。	第1章につきましては、人権施策について大きく「教育・啓発」、「保障」、「相談・救済」の三つに分けたうえで、これらの施策についての基本方針を示しています。そのうえで、全体としましては、基本的な考え方を最初に記載し、各重要課題を挙げたのち、それら重要課題をこのような分類で展開していく、という流れで計画を組み立てております。

2 第1章「基本的な考え方」 9件

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
14	基本方針はとてもよい。そのようになれば理想的だ。	「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指して、着実に計画を進めてまいります。
15	「だれ一人取り残さない」を基本理念とするSDGsの考え方は、人権尊重の取組にも積極的に取り入れていくべきである。	暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う「人権文化の息づく」まちづくりは、「SDGs」の理念と共通しています。「京都市人権文化推進計画」に基づく取組を着実に推進することで、「SDGs」の達成に貢献するため、「第1章 基本的な考え方」に、人権とSDGsについて記載し、「誰ひとり取り残さない」という観点から計画を推進してまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
16	「人権とSDGs」の文言を人権文化推進計画の第1章「基本的な考え方」に記載すべきである。 「京都市では、「京都市人権文化推進計画」に基づく取組を着実に推進することで、「SDGs」の達成＝「人権文化の息づくまち・京都」の実現に貢献していきます。」をキャッチフレーズにしたらい。	暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う「人権文化の息づく」まちづくりは、「SDGs」の理念と共通しています。 「京都市人権文化推進計画」に基づく取組を着実に推進することで、「SDGs」の達成に貢献するため、「第1章 基本的な考え方」に、人権とSDGsについて記載し、「誰ひとり取り残さない」という観点から計画を推進してまいります。
17	「人権文化推進計画」と「SDGs」の考え方は軌を一とするものであり、計画にもしっかりと位置付けるべきだ。	
18	「誰ひとり取り残さない」という視点は、とても大切なことである。	
19	「第1章 基本的な考え方」の「5 人権施策の基本理念と基本方針（2）基本方針ア市民との協働による人権文化の土壌づくり」の一項目目において、「課題を解決」、「人権侵害を許さない」とあるが、否定的な感じがする。前に一項目足して、「2 基本理念」に書かれている大きな成果を、さらに大きく広げます、という記載があればいいと思った。	基本理念において、「京都は、これまでからひとりひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らせるまちを目指して、市民等と行政の協働の下、人権課題に取り組み、大きな成果を挙げてきたまちです。」と記載しております。これまで積み上げてきた成果を更に発展させ、新たな課題に対しても果敢に取り組み、「人権文化の息づくまち・京都」を、みんなの力を合わせてつくってまいります。
20	基本方針の中で、「課題を解決」「人権侵害を許さない」といった強い言葉が出てくるが、「よい人権文化がはぐくまれていて、市民との協働でいっそう伸ばす。」、「一方、課題については～」とした方が、現状に即しているのではないか。	
21	基本方針「社会状況の変化に注意しながら、状況に応じた取組を進めます。」は当たり前であり、掲げる必要はないのではないか。 逆に、新たな人権侵害の問題が生じた場合に積極的に対応していくということであれば、それをはっきりと謳えばどうか。	基本理念において、「これまで積み上げてきた成果を更に発展させ、新たな課題に対しても果敢に取り組む」と記載しており、社会状況等の変化に対応し、戦略的な人権施策の推進を図ることが必要と考えております。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
22	「第1章 基本的な考え方」の「4 人権施策の分類」において、「本計画では、人権文化の息づくまちづくりに必要な施策を、以下の三つに分類し展開します。」とあるが、どんな施策があつて、三つの分類に分けられているかは、どこを見れば分かるのか。	三つの分類とは、「教育・啓発」、「保障」及び「相談・救済」であり、それについては「第3章 人権施策の推進」に記載しております。 なお、3つの分類の1つである「人権保障」に関する具体的な施策につきましては、各重要課題における分野別計画等の取組に基づき推進します。

3 第2章「各重要課題について」 128件

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
重要課題全般		
23	ヘイトスピーチやSNS上でのいじめなどの新しい課題にしっかりと取り組むことを期待する。	御意見を踏まえ、社会状況の変化にも対応しながら、「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、必要な施策を展開してまいります。
24	京都市で「アイヌの人々」や「北朝鮮当局による拉致問題」に関する取組は難しいと思うが、様々な人権課題について知るのは人権尊重の意識を高めることにつながり、計画への記載は良い。	御意見を踏まえ、計画を改訂し、着実に推進してまいります。
25	「多文化共生の地域づくり」、「LGBT等の性的少数者の人権尊重」、「刑を終えて更生を目指す人」など、社会的に対策が求められてきている新しい課題に対する施策が盛り込まれていて、大事な要素だと思う。	御意見を踏まえ、社会状況の変化にも対応しながら、「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、必要な施策を展開してまいります。
26	総花的であり、個々の内容も目新しさに欠ける。市役所の障害者雇用率を国基準を上回る目標数値にするとか、外国人のニューカマーの生活支援策とか、知的障害者の犯罪防止策とか、これまで以上に踏み込んだ施策を取り上げてほしい。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、計画に記載している生活支援に係る施策については、ニューカマーの方も対象としているものを含めております。
27	人権課題の掲載順序は、どのように決められているのか。	概ね国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえつつ、課題の状況等を勘案しながら本市で決定しております。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
28	「第2章 各重要課題について」の各論の中に、第1章4「教育」「保障」「相談」が整理されていると分かりやすいと思った。	第2章につきましては、人権侵害を受けている、あるいは人権が侵されやすい状況にある方々の置かれている状況等の改善を図るための「人権保障」に関する施策について記載しています。 御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
29	各重要課題のページにある「こんな場合はどうすれば…」という記載があるが、イメージがわきやすく、よいことだと思う。人権侵害を受けている人の悩みが軽減され、課題の解決につながることを願っている。	日常生活の中で人権に関わる課題が生じた場合の相談先等を紹介しております。 また、相談・救済に関する機関等を一覧にまとめた「京都市人権相談マップ」を毎年作成し周知に努めております。
30	各分野の課題把握や、子ども時代から学習の機会を持ち、虐待や差別、ハラスメント等を受けたときに発信・相談できる力を持つことが必要である。 様々な課題が絡み合っている場合も多く、機関同士の連携も大切である。 行政機関、民間団体などが、待ちの姿勢ではなく積極的に働き掛けていくことも必要である。	関係機関等と連携しながら、計画に定める教育・啓発、保障、相談・救済の取組を推進してまいります。

女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり

31	女性問題に関して、理解が進んでいないと興味を持ってもらえないため、どうやって興味を持ってもらうかが大切である。	御意見を踏まえ、男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動の積極的な推進や市民等の自主的な取組の支援等に取り組んでまいります。
32	性的少数者の人権尊重の取組を進めるためにも、女性の人権尊重に引き続き取り組んでほしい。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。
33	女性に対する暴力の問題は被害者支援だけでなく、加害者や、社会に根付くジェンダーの不平等の是正に取り組まない限りなくなることはない。加害者支援や、より問題の当事者を増やす取組を希望する。	現在、男性（被害者、加害者）のためのDV電話相談や、DV予防講座、男女共同参画に関する講座等を実施しており、引き続き、広報啓発活動等を進めてまいります。
34	DV被害者が外出制限等なく一時的に滞在できるステップハウスの設置など、自立支援の充実を望む。	御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
35	D V被害の相談窓口を充実してほしい。	本市では、これまでから、女性被害者を対象としたD V相談、男性を対象としたD V相談窓口を設置しております。 また、京都府警察等の行政機関や民間団体などにおいても相談窓口を設置しており、その周知に努めております。引き続き、相談支援体制の充実及び関係機関との連携による被害者への支援に努めてまいります。
36	国の施策では、D V被害者の自立支援施策の充実が図られている。京都市でも、「○D V被害者自立支援体制の強化」を追記し、D V相談支援センターによる自立生活までの切れ目のない支援の実施、民間シェルター支援体制の充実、公営住宅優先D V被害者入居制度の継続などに取り組んでほしい。	本市では、これまでから、D V相談支援センターにおける初期の相談対応から、関係機関等と連携し、被害者の自立生活に向けた支援まで、切れ目のない支援に努めており、今後も御意見を踏まえ、取組を進めてまいります。
37	「D V対策と児童虐待対策との連携強化」が挙げられていることは大変重要である。一方で、D Vやセクシュアルハラスメント被害の中には、障害のある方も少なくないことが指摘されており、問題そのものが表出しにくい可能性もある。D V対策と障害福祉の部門との連携強化も明記すべきではないか。	現在、障害関係窓口等とD V相談支援センターは連携して支援を行っており、更なる連携強化に向け、今後も引き続き、取組を進めてまいります。
38	「女性活躍の推進」について、「…「輝く女性応援京都会議」のもと、女性活躍の取組の推進」と書いてあるが、これを読んでも何に取り組むのかイメージできない。	御意見を踏まえ、取組の具体例及び「輝く女性応援京都会議」の用語解説を追記しました。
39	「女性活躍の推進」には「働かなければならない」という一種の強迫観念を覚える。ライフスタイルこそ、個人の選択・家庭の自由であるにもかかわらず、専業主婦や単身者を否定的に捉えているように感じ、価値観の押付けのようで息苦しくなる。	「女性活躍の推進」については、働くことを希望する女性が、職業生活において能力を十分に発揮しながら、自らの夢、希望を実現できる社会を目指す、という意図で記載しています。 御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
40	意欲のある女性が性別を理由に差別的な扱いを受けることはあってはならないが、統計上の数字を上げるために、女性に活躍を求めることはしないほしい。	

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
41	「女性と男性が」という言葉が散見されるが、L G B Tの方などに配慮するなら「だれもが」のような表現の方がよいのではないか。	性別にかかわらず、誰もが個人として尊重される男女共同参画社会を構築するために、性別による様々な困難や制約を解消することが重要であることから、課題認識として明記しております。 なお、L G B T等の性的少数者の方々の人権尊重については、新たに「重要課題」の一つに位置付けております。
42	「女性と男性が互いに人権を尊重し合うまちづくり」について、実際は女性の課題や施策しか書かれていないように思った。「男性」であることによる辛さや困難に寄り添えるような施策もあっていいのではないか。その方が男性からも理解が得やすい。	御意見を踏まえ、男女共同参画センターでは、これまでから生き方や人間関係などに悩む男性を対象とした相談事業を実施しております。施策について文言を追記するとともに、相談窓口の案内を追記しました。
43	「性別による人権侵害等については、…」とあるが、「人権侵害等」という言い方がこわいので、このくだりを削除してはどうか。	「性別による人権侵害等」とは、性別を理由として差別的な扱いを受けた場合等を指しております。 御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
44	「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を受けたら…」の前に、「仕事中に」を追記してはどうか。	御意見を踏まえ、【用語説明】の「セクシュアル・ハラスメント」に、「職務上の地位を利用して」を追記しました。
45	男性の育児参加についてはまだまだ理解が少ないようである。まずは、男性の育児がしやすい環境が整ってからでないと、女性活躍は難しい。	計画改訂案では、新たに「家事・子育て・介護等の家庭生活における男性の主体的な参画の促進」を女性活躍の推進の取組として掲げております。 御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。
子どもを共に育む社会づくり		
46	全ての子どもが安心して暮らせる世の中になるよう、京都市でも、家庭内での家族一人一人の人権を尊重する意識が根付くような具体的な取組を進めてほしい。	人権は全ての人々にとって普遍的なものであり、子どもを地域や社会の宝として大切に育む「はぐくみ文化」が息づくまち・京都として、子どもの人権も含め、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として進めます。
47	児童虐待、子どものSNSによるトラブルなどもしっかり網羅されており評価する。子どもたちにもしっかりと人権教育、啓発を行い、誰もが尊重し合い幸せに暮らせるまちづくりを推進してほしい。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
48	児童虐待対策の推進の中で、「予防的啓発」の徹底，というくだりがあるが，できるのか。	児童虐待は重大な人権侵害であり，虐待を未然に防止する取組が極めて重要であることから，このような表現としております。今後も，教育関係機関や地域と連携し，児童虐待の防止の取組を推進してまいります。
49	「○ 各区役所・支所と児童相談所等支援機関，DV相談支援センターの連携強化」とあるが，各区役所・支所は支援機関に含まれるのではないか。	令和元年度から，児童相談所と各区役所・支所子どもはぐくみ室とで役割を明確に分け，それぞれが児童虐待の主担当機関と位置付けていることから，このような表現としております。
50	子を持つ親として，児童虐待の取組が充実されて嬉しく思うが，京都から辛い思いをする親子が少しでも少なくなるように，親のサポートも引き続きしっかり取り組んでほしい。	子育てへの不安感や負担感，孤立感を持つ家庭に対して，子育てに関する相談，情報，交流の場の提供など，児童虐待未然防止の取組を充実してまいります。
51	8050問題について，ひきこもりになる前の対策，若い年代から支援ができる体制整備について考えていく必要がある。また，公的な部署の支援のみによる社会復帰は難しいと思うが，民間事業者による支援については公的な部署がチェックする必要がある。	本市では，これまでから，「子ども・若者支援室」と「こころの健康増進センター」の2箇所を「ひきこもり地域支援センター」として位置づけ，若い世代から支援につなげることができる体制整備に取り組んできたところです。 また，支援に当たっては，NPO等民間団体とも連携して行っていました。 引き続き，複合的な課題を有するひきこもりに対して，多角的な視点で，切れ目のない寄り添った相談支援を実施してまいります。
52	ひきこもりについての支援は行わないのか。	本市では，これまでから，39歳以下の方は「子ども・若者支援室」，40歳以上の方は「こころの健康増進センター」においてひきこもり支援に取り組んできたところです。
53	「ひきこもり」が子ども若者の問題として記載されているように思う。それと関連して，高齢者の人権の部分では8050問題に触れるべきかと思う。	ひきこもりについては，8050問題など社会経済情勢の変化等を背景として，地域住民が抱える福祉的な課題はますます多様化・複合化してきており，社会的に取り組むべき大きな課題であると認識しております。
54	今，「ひきこもり」が大きな課題である。	引き続き，分かりやすい支援の入口を示すとともに，複合的な課題を有するひきこもりに対して，多角的な視点で，切れ目のない寄り添った相談支援を実施してまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
55	スマホ学習について、小学校低学年からの教育に取り組んでほしい。	スマートフォン使用の低年齢化等の状況も踏まえ、今後検討してまいります。
56	子育て家庭への支援が重要である。働き方改革との連携が進むことを期待する。	男女が共に子育てと仕事の両方を大切に、母親に負担が集中している現状を改善するため、働き方の見直しや男性の子育てを促進する取組の推進など、子育て支援と働き方改革の連携・推進を進めてまいります。
57	子育て家庭への支援については、育休後の職場復帰や就労支援など、一歩踏み込んだ支援に取り組むことで、女性の活躍という両面に効果があると思う。	男女が共に子育てと仕事の両方を大切に、母親に負担が集中している現状を改善するため、働き方の見直しや男性の子育てへの参加を促進する取組の推進など、子育て支援や女性の活躍促進に取り組んでまいります。
58	男性の育児「参加」とは何なのか。単に「育児」だと思う。	御指摘を踏まえ、文言を「男性の子育てへの主体的な参画を促進する」と修正しました。
59	子がいる世帯が離婚する際の養育費の取り決め勧奨を離婚届の窓口などで実施してほしい。ひとり親家庭の貧困防止に向け、養育費不払いに対する相談窓口の確保や支払いに向けて行政の介入に取り組んでほしい。	養育費確保をはじめとした、ひとり親家庭の方が直面する専門的知識を要する諸問題の解決について、ひとり親家庭を総合的に支援する拠点施設である京都市ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）にて、無料の法律相談を行っています。今後も取組の実施やセンターの更なる周知に取り組んでまいります。
60	母子家庭でも暮らしやすい、働きやすい環境や社会になるよう、切に願う。	御意見を踏まえ、子育て家庭共通の支援施策に加え、ひとり親家庭や貧困家庭等の子ども・若者など固有の課題やニーズのある家庭に対する、ニーズに応じたきめ細かな支援を推進してまいります。
61	産後うつに苦しむ人への配慮についても載せてほしい。対応する窓口が少なく、困っている人も多いと思う。	子育てに対する孤立感・負担感から、児童虐待に至るなどの事態もあることから、行政施策等による支援の継続的实施と支援が必要な世帯の利用につなげていく取組を推進してまいります。
62	昨今の事件を見るにつけ、とりわけ十分な判断力を持たない小学生には、スマートフォンを「持たさない」取組も必要ではないか。	御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
63	子どもを共に育む社会づくりの「不登校・いじめ・問題行動」の項目の中に、不登校の子どもの居場所となり得る、全国的にも先進的な洛友、洛風中の取組や、フリースクール等の民間諸団体との連携について記載してはどうか。	御意見を踏まえ、不登校特例校「洛風中」「洛友中」の取組、不登校児童生徒を対象とした、家庭訪問による支援事業や体験活動、不登校児童生徒の保護者を対象とした専門家による学習会などのフリースクール等民間団体との連携事業の推進について記載しました。
64	先日、保育料の改定に伴い、給食費が実費負担に変更になり、少し疑問に感じている。	給食に係る食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、無償化開始前においても、施設からの徴収又は保育料の一部として保護者にご負担いただいていた。なお、低所得世帯の方については、負担軽減策として食材料費のうち、副食材料費の支払免除規定が設けられています。
65	不妊治療への偏見も社会問題だと思う。	御意見につきましては、今後の施策を検討する中で、参考にさせていただきます。

高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり

66	高齢者にとって住みよい世の中になることが、若者にとっても未来に夢を見られる状況だと思う。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。
67	高齢者の認知症にもいろいろなパターンがあり、きちんと知ることが大切である。	認知症に関する知識や正しい理解の普及啓発、身近な地域における専門相談が受けられる機会の充実などに取り組んでおります。 御意見を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、計画を着実に推進してまいります。
68	認知症について、まだ市民の間でも理解が進んでいない。ひとりひとり症状が違い、周囲の少しの助けで地域社会の中で生きていけることが、もっと認識されるようになればいい。	
69	認知症の方々の人権擁護は重要であり、本人や家族の方々に知識や相談機会などの情報が適切に届いてほしい。様々な悩みがあると思うので、取組をきめ細かに進めてほしい。	
70	計画に記載されている、中学生が高齢者福祉施設などで職場体験を行う取組は良い。このような子どもと高齢者が関わり、高齢者の実態や人権について知る機会を増やしてほしい。	

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
71	高齢者の方がいきいきと暮らすために、社会との交流や生活基盤の安定が必要であり、高齢者の就労支援についても、福祉の面からしっかりとサポートしていただきたい。	御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり		
72	障害者差別や合理的配慮の不提供に関する相談窓口の設置、内容の公表は良いと思う。人権文化推進計画の中でもしっかりと位置付け、これからも取り組んでほしい。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。
73	障害者を差別することは絶対に良くないと思う。	障害者差別解消法に定められた「不当な差別的取扱い」の禁止など、障害のある人の権利擁護の促進や、障害及び障害のある人に関する理解を促進するための幅広い啓発活動に取り組んでまいります。
74	「障害者の人権」の「主な課題」の中に、障害のある市民が受ける差別の例示が全くないことが気になる。（賃貸住宅への入居拒否や入店拒否、タクシーの乗車拒否等）	御意見を踏まえ、文言を整理し、「主な課題」の中で「障害に関する知識や理解の不足、意識の偏り等を起因として差別的な対応の事例が見受けられます。」と追記しました。
75	障害のある人の状況等について、きちんと発信してほしい。	御意見を踏まえ、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある人に関する理解を促進するため、幅広い啓発活動を推進してまいります。
76	障害者施設が作った食べ物や製品などを企業の方に積極的に購入を働き掛けてほしい。積極的な社会との交流が生まれた方が経済的にも潤ってよいと思う。	いただいた御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。 なお、社会参画と就労支援の面から、「伝統産業や農業分野における担い手として就労機会を提供し、社会参画を促進する伝福連携や農福連携の推進」について追記しました。
77	「今後の施策の在り方」の「障害のある人の権利擁護の促進」に関連して、いまだ「障害を理由とする差別」が具体的にどういふことを指すのか、また「相談できる」ということ自体が広く市民や事業者に知られていない状況である。障害者差別解消法そのもの、相談窓口があるという事実自体を広く知らせる必要がある。	御意見を踏まえ、「今後の施策の在り方」の「障害のある人の権利擁護の促進」の中で、文言を整理し、「障害者差別解消支援地域協議会の運営や相談対応事例の周知等の取組の推進」と修正しました。 また、障害者差別解消法の趣旨や相談窓口等の普及啓発に、引き続き取り組んでまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
78	盲ろう者の困りごとは、当事者でない人にはどうしても想像しにくい。不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮も大切だが、基本的なことを粘り強く広く分かりやすく啓発してもらうことがやはり大事である。	障害者差別解消法に定められた「不当な差別的取扱い」の禁止など、障害のある人の権利擁護の促進や、障害及び障害のある人に関する理解を促進するための幅広い啓発活動に取り組んでまいります。
79	障害者差別にあまり関心がなかったが、手話コーラスを聞く機会があり、感動した。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。
80	聴覚障害のある人に対する教育に感動した。本人の生きる力になっていると思う。	
81	障害者の社会参加・交流の促進については、手話だけでなく、要約筆記の普及にも努めてほしい。	本市においては、要約筆記者養成事業や、要約筆記者派遣事業をこれまでから実施しております。要約筆記の重要性については十分に認識をしており、効果的な啓発について検討してまいります。
82	精神障害に関して、「つらい」と言うこと「こんなことで？」とか、言うこと自体を恥と捉えるような風潮があるように思う。 誰もがつらいことをつらいと言える、それが特別なことではない社会を望む。	精神疾患に関する正しい知識の普及啓発については、こころの健康増進センターなどにおいて行っているところです。今後、普及啓発活動を通じ、精神疾患や精神障害への正しい理解の促進を図ってまいります。
83	「今後の施策の在り方」の「精神障害のある方が安心して暮らせるまちづくり」に関連して、現実には精神障害のある人の中でも特に厳しい誤解と偏見を受けている「薬物依存」について、市民の理解を促す方策をとってほしい。	これまでから、こころの健康増進センターにおいて、正しい知識の普及啓発や、依存症からの回復を目指す「薬物依存症再発予防プログラム」などの取組を実施しており、今後も依存症の方やその御家族への支援を行ってまいります。
84	薬物依存などの依存症を抱える人の社会復帰に寄り添う支援は行わないのか。	
85	発達に課題を抱える子どもの親は、専門知識を持っているはずの役所や病院、学校等の職員や先生の不用意な言動で、不安が大きくなったり傷ついたりする。発達障害に関する知識はもちろん必要だが、本人や親への関わり方や注意すべき言動についても研修してほしい。	発達障害のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう、発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発・研修の4機能の事業に取り組んでまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
86	発達障害である私の弟が社会適合できず、自分と周りの人達とのギャップ等に傷つく中で、自ら死を選択した。私も弟の攻撃の対象になっていたが、何か出来る手立てはなかったのか、何が正しい行動だったのか、今でも悔やんでいる。 発達障害者も暮らしやすい社会に少しでもなあってほしい。	発達障害のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう、発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発・研修の4機能の事業に取り組んでまいります。
87	見出しでは「発達障害児者及びその家族への支援の充実」とあるが、文章では「発達障害のある人と家族が」となっている。あえて「発達障害児者」と書いてあるのか。	御指摘を踏まえ、見出しを「発達障害のある人及びその家族への支援の充実」と修正しました。
ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組		
88	「ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組」は抽象的。「同和地区出身者やそのルーツを持つ人たちの人権尊重」と明記してほしい。	現在の計画における各重要課題の表題は、取組の全体像や方向性を明確にする目的で設定しております。 同和問題は、まちや市民の暮らしの中に人権を尊重する考え方が根付き、人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為を許さない社会、すなわち、ひとりひとりの人権が大切にされる「人権文化」の息づく共生社会を実現することで解決していくものと考えていることから、本計画ではこの表現としております。
89	部落問題について、特に若い人に正しい知識が伝わるよう、また誤った知識に基づく言動に周囲が「それは間違っている」と言える世の中になるよう、これからもしっかり啓発を行ってほしい。	同和問題の解決に向けた長年の取組により、旧同和地区の住環境は大きく改善され、同和問題に対する認識が深まり、差別意識が解消されつつあるなど、大きな成果を挙げてきました。 一方で、インターネット上の悪質な書き込みや、戸籍等の不正取得などの人権侵害に当たる行為が顕在化していることや、「人権に関する市民意識調査」においても、結婚相手を考える際や住宅を選ぶ際に、旧同和地区出身者かどうか、又は近くに旧同和地区があることについて、減少傾向にはあるものの、なお2割を超える人が気にするという結果になっています。
90	部落問題がどのような状況を迎えているかが全く書かれていない。部落問題解決のための取組を提案するなら、部落問題の現状をまず明らかにして、そのうえで主な課題を明確にし、課題解決に向けた今後の施策の在り方を述べるべきである。 部落問題は基本的に解決した状況を迎えている。	本市では、これまでから人権文化推進計画において同和問題を重要な人権課題の一つと位置付け、取組を進めておりますが、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨も踏まえ、市民の皆様との協働により、国との適切な役割分担を踏まえて人権教育・啓発や相談体制の充実の取組を一層進めてまいります。 なお、同和問題に対する本市のこれまでの取組については、計画本冊巻末の「資料編」に、「人権を巡るこれまでの動向」として掲載しております。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
91	一部の行為者による書き込みや、戸籍の不正取得といったごく一部の事象をことさら強調し、あたかも様々な機会で部落差別が蔓延しているような記載は、市民に「部落差別は深刻である」という誤った認識を植え付けることにならないだろうか。むしろ部落問題の解決にとって重要なのは、長年にわたる同和行政や解決に向けた住民の取組、市民の自由な交流が深まっていることを強調するということである。	同和問題の解決に向けた長年の取組により、旧同和地区の住環境は大きく改善され、同和問題に対する認識が深まり、差別意識が解消されつつあるなど、大きな成果を挙げてきました。 一方で、インターネット上の悪質な書き込みや、戸籍等の不正取得などの人権侵害に当たる行為が顕在化していることや、「人権に関する市民意識調査」においても、結婚相手を考える際や住宅を選ぶ際に、旧同和地区出身者かどうか、又は近くに旧同和地区があることについて、減少傾向にはあるものの、なお2割を超える人が気にするという結果になっています。 本市では、これまでから人権文化推進計画において同和問題を重要な人権課題の一つと位置付け、取組を進めておりますが、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨も踏まえ、市民の皆様との協働により、国との適切な役割分担を踏まえて人権教育・啓発や相談体制の充実の取組を一層進めてまいります。
92	部落問題に関する教育・啓発を行うに当たっては、差別事象を強調するのではなく、部落問題の解決状況を客観的に市民に知らせ、「部落問題は解決目前なんだ」という展望を市民が持てるものに改めるよう強く要望する。	本市では、これまでから人権文化推進計画において同和問題を重要な人権課題の一つと位置付け、取組を進めておりますが、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨も踏まえ、市民の皆様との協働により、国との適切な役割分担を踏まえて人権教育・啓発や相談体制の充実の取組を一層進めてまいります。
93	部落差別解消法は以前に比べ、話題にのぼらないほどになっていると思われる。	なお、同和問題に対する本市のこれまでの取組については、計画本冊巻末の「資料編」に、「人権を巡るこれまでの動向」として掲載しております。
94	同和問題について、現在も差別があることは否定しないが、もはや歴史的な事実で語れる程度ではないか。人権という人間の内心に関わる問題について、行政が公金を使って啓発を進めるべきではないと思う。	
95	「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書のいまだ解決に至っていない取組について、解決した課題と未解決の課題及び差別事象の相談体制の取組状況について明記してほしい。なお、相談体制については、単に相談窓口につなぐだけでなく、京都市の主体性としての取組を明記してほしい。	本市では「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に掲げる、6つの検討項目（①自立促進援助金制度の見直し、②コミュニティセンターの在り方、③改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方、④崇仁地区における環境改善、⑤市立浴場等の地区施設の在り方、⑥市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方）と今後の行政の在り方について、速やかに改革、見直しを行い、②コミュニティセンターの在り方については新たな施設への転用を完了するなど、同和問題の解決に向けた取組を進めてきました。引き続き、取組を着実に進め、早期完了を図る必要があることから、その進捗を踏まえた表現に変更します。 また、相談体制については、本市が実施する消費生活総合センター及び各区役所・支所における、弁護士による市民法律相談や人権擁護委員による特設人権相談について、「こんな場合はどうすれば…」の欄に追記します。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
96	同和問題の解決のための取組について、「第三者による住民票の写し等の不正取得の防止」とあるのを「第三者による戸籍謄抄本及び住民票の写し等の不正取得の防止」に訂正していただきたい。なぜ戸籍を除いたのか。問題の本質は、戸籍の「本籍地」と「筆頭者」にあるはずである。	本制度については、戸籍関係証明書も対象としていることから、御意見を踏まえ、計画本文の記載を改めました。
97	「同和問題の解決のための取組」の施策例が、「京都府と連携した」や「法務省への削除要請」とあるが、「京都府と連携して、インターネット上の人権侵害に係る書込みの削除要請を強める」など、主体性を持った表現にした方がよいのではないかと。	施策の推進には関係機関との連携が不可欠であることから、御意見を踏まえ、今後も適切な対応に努めてまいります。
98	今でも市民の意識の中に同和問題を避けるような意見もあると思う。 同和問題について、引き続き、学校での道徳事業でしっかりと教育してほしい。	人権教育に関する資料を効果的に活用した、人権問題解決への実践的態度の育成など、人権教育の取組の一層の充実を図ってまいります。
多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重		
99	ヘイトスピーチは許されないことである。もっと京都市として啓発し、市民自ら全ての市民の人権を尊重する風潮が根付くまちになるように取り組んでほしい。	ヘイトスピーチ解消法の趣旨を十分に踏まえ、「ヘイトスピーチ」等について、関係機関・団体と緊密に連携し適正に対応するとともに、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発を推進してまいります。
100	条例制定も見すえてヘイトスピーチ規制に取り組むべきではないかと。	ヘイトスピーチの規制にあたっては、現行法令では限界があると考えていることから、国に対して、実効性のある対策を求めているところであります。引き続き国への要望を継続するとともに、関係機関・団体と緊密に連携し、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発を推進してまいります。
101	「来日後間もなく日本語が不自由だが、…」とあるが、「日本語が理解しづらい」と記載してはどうか。	御意見を踏まえ、「日本語が理解しづらいが、…」と修正しました。
102	外国人児童への教育面での対応（学校）、日本語教室などの取組が必要なのでは。	市立小中学校に在籍する、外国にルーツを持つ児童生徒等に対し、特別の教育課程による日本語指導の実施や、母語支援員の配置・派遣、多言語進路ガイダンスの実施などに取り組んでおります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
103	区役所等の公共機関の窓口等で、もう少し多言語化が進めばよい。	京都市国際交流会館では、通訳者を配置し、区役所・支所の行政窓口には外国籍市民が来庁した際に電話を通じて通訳・相談を行っております。 また、区役所・支所では、令和2年度にテレビ電話型翻訳タブレット端末を配備し、各種手続きのために来庁される様々な国籍の方に対応する予定です。
104	多言語での情報発信について、「やさしい日本語」も記述してはどうか。（簡素な日本語・文章であれば通じる外国籍市民も多い）	御意見を踏まえ、「やさしい日本語の活用」を追記しました。
105	グローバル化が進んでいる今、あえて優先順位を付けて、外国籍市民へのケア、サービスなど、これまで手薄だったものに積極的に取り組んではどうか。	御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
106	京都に住む外国人の生活支援にしっかりと取り組んでほしい。	御意見を踏まえ、外国籍市民への生活支援に着実に取り組んでまいります。
107	外国人の方は、来日されるとまず住まいの確保が困難だという話を聞く。医療・福祉・出産・子育て・子どもの教育等の前の相談として、本人やその家族が住める場所を確保することから相談対応していただきたい。	御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
108	日本で働きたい外国人は非常に多いが、今後、もし日本以上によい環境や待遇で働ける国が出てくるようになれば、日本は外国人から「選ばれない国」になってしまうことも考えられる。そのためにも外国人を温かく迎えてくれる地域コミュニティが必要であり、日本語教育も不可欠である。	外国籍市民等がより円滑に生活できるよう、日本語及び日本文化に関する学習の支援の充実や、外国籍市民と市民生活や地域コミュニティの調和等による誰もが暮らしやすい社会の実現に取り組んでまいります。
109	「観光客の受入れ」の項目に、「多様な外国人観光客の文化を理解したおもてなしの推進」というような内容があってもいいかと思う。（ホテルのハラル対応をイメージしている。）	多様な外国人観光客の文化を理解したおもてなしの推進につきましては、ムスリム（イスラーム教徒）観光客にも快適で満足度の高い京都観光をしていただくため、礼拝可能な施設や、ムスリムフレンドリーホテル等をホームページで紹介する等の取組を行っております。御意見を踏まえ、計画の文言を「外国人観光客の多様な生活習慣等に配慮したおもてなしの推進」と修正しました。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
110	外国人観光客に、最低限のマナーを守ってもらえるよう啓発を進めてほしい。また、移動や買い物など様々な場面で、観光客と住民とが別々にサービスを受けられればありがたい。	本市では、旅行会社や大使館、海外メディア等に対し、観光マナーの周知を要請するとともに、マナー啓発ツール（ステッカー、動画、リーフレット等）を作成し、外国人観光客の方に、様々な場面で御覧いただく等、マナー啓発に取り組んでいます。 引き続き、外国人観光客の皆様にマナーを守っていただくよう取組を推進してまいります。
111	外国籍市民の人権尊重は当然だが、外国人観光客が京都の文化を尊重せず、日本社会に迷惑をかけていることも事実である。観光事業者等への対策強化をお願いする。	本市では、旅行会社や大使館、海外メディア等に対し、観光マナーの周知を要請するとともに、マナー啓発ツール（ステッカー、動画、リーフレット等）を観光事業者に配布する等の取組を実施しております。 引き続き、観光事業者等への要請も含め、マナー対策を実施してまいります。
安心して働き続けられる職場づくり		
112	安心して働き続ける職場づくりが柱になっているのがよい。大事な視点である。計画案に賛成する。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。
113	「やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たし、家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる」ということが、「真のワーク・ライフ・バランス」の言葉の正確な意味か。通常の「ワーク・ライフ・バランス」との違いは何か。用語説明があっても良いのではないか。	「真のワーク・ライフ・バランス」の意見については御意見のとおりです。本市では、通常の「仕事と生活の時間のバランス」だけでなく、「地域・社会への参加・貢献」、「生きがい・充実感」に重点を置いた考え方として「真のワーク・ライフ・バランス」を提唱しています。
114	現在、国においてパワーハラスメントに関する指針の策定などの動きがあるようだが、計画に記述しないのか。	国の動向について、資料編「人権を巡るこれまでの動向」に記載しました。
115	用語説明に、「地域企業」を追加してはどうか。	御意見を踏まえ「地域企業」の用語説明を追加しました。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
感染症患者等の人権尊重		
116	H I V感染に関する理解をするためには、「唾液はウィルスの量が少ないので、バケツ一杯の唾液を飲まないとうつらないから鍋物を一緒につついても大丈夫」など、具体的な表現で、一般の方に伝える方が理解しやすいと思う。	御意見を踏まえ、H I V感染症について正しく理解するための啓発活動の推進に取り組んでまいります。
117	エイズについては、誤った情報による差別は少なくなった一方で、京都でも毎年新たなH I V感染が報告されている。正しい知識を伝えつつ、病気の怖さも伝えてほしい。	
犯罪被害者等の人権尊重		
118	犯罪は、被害者やその家族に落ち度がないにもかかわらず、その人生に大きな影響を与える。京都市では、犯罪被害者等支援条例が制定され、支援が進んでいると思うが、被害者等に対する支援をこれまで以上に推進してほしい。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。
119	性暴力の被害に関する総合的な窓口「京都S A R A」を少しでも多くの人に知ってもらえるよう、人権文化推進計画も含め、様々なチャンネルで性暴力の相談窓口の案内をしてほしい。	御意見を踏まえ、「犯罪被害者等の人権尊重」の「こんな場合はどうすれば…」に、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都S A R A）」について掲載しました。
120	犯罪被害者について、生活を立て直すのには長い時間が必要である。京都市も、民間支援団体などが息の長い支援ができるように後押しをお願いしたい。	犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行うワンストップ窓口として、（公社）京都犯罪被害者支援センターに委託し、京都市犯罪被害者支援総合相談窓口を設置しております。
121	犯罪被害者は、長期間P T S Dに苦しめる可能性がある。相談やカウンセリングなど、息の長い支援を受けられる体制があるとよい。	
刑を終えて更生を目指す人		
122	加害者（更生を目指す人）に対する支援は、国も含めてあまり進んでいないように思える。更生支援が結果的に犯罪の減少につながるはずであり、また被害者への謝罪や賠償が行われる可能性も高まる。犯罪の当事者に寄り添った支援を進めてほしい。	刑を終えて更生を目指す人に対しては、令和2年度末を目途に「京都市再犯防止推進計画（仮称）」を策定し、「やり直ことができる社会と安心安全なまちの実現」に向け、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることにより、社会復帰を促進する取組を推進します。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
123	刑を終えて更生を目指す人は社会全体で支えてあげるべきである。そうした人たちがいろんな相談を気軽にできるようにしてほしい。	刑を終えて更生を目指す人に対しては、令和2年度末を目途に「京都市再犯防止推進計画（仮称）」を策定し、「やり直すことができる社会と安心安全なまちの実現」に向け、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることにより、社会復帰を促進する取組を推進します。
124	「刑を終えて更生を目指す人」は本人にも責任があり、他の人権問題とスタートラインが違うイメージがある中で、人権問題ととらえることは良いことだと思う。他の人権問題と一体的に啓発されるように取り組んでほしい。	
125	事例や程度は違えど、誰でも「取り返しのつかないことをしてしまった」ということはある（いつそうなってもおかしくない）と思うので、刑を終えて更生を目指す人への理解が広がってほしい。	
126	寛容性の低い世の中だからこそ、再犯防止の取組は意味のあるものだと思う。犯罪被害者の人権との関係で難しい問題もあるかもしれないが、京都市としてしっかりと取り組んでほしい。	

ホームレスの人権尊重と自立支援

127	ホームレスの方が10年前と比較して9割も減少しているとのこと、これまでの着実な取組の成果だと思う。現在もホームレスの状況にある方については、個々の事情を丁寧に調査し、関係部署と連携しての支援をお願いする。	御意見を踏まえ、「路上生活の解消に向けた支援の継続」、「多様化・複雑化する課題に対する個別支援の実施」及び「居宅生活の安定に向けた支援の推進」を支援の方向性とする「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づき、今後もホームレスへの支援を推進してまいります。
128	1 女性の「ホームレス」の人に対する施策や保護施設等の充実及び女性ケースワーカー等の女性に配慮したスタッフの配置 2 メンタルケアの必要に対応した専門的なスタッフの配置（福祉事務所や核施設等） 3 保証人のない、また高齢者をはじめとする「ホームレス」の人々に良質で適切な住宅の提供 4 教育の場における、いのちの大切さと等しさの啓発事業の実施 等が欠如または不足していると思われるので、その確実な実施を望む。	
129	誰でもホームレスになる可能性がないとは言えない。周囲が偏見や差別意識を持たないよう、啓発が必要だと思う。	

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
高度情報化社会における人権尊重		
130	インターネットを通じた誹謗中傷や差別的 内容の書込み、画像・動画発信は、急速に拡 散することや削除が容易ではないことから、 壁落書きやヘイトスピーチなどよりも遥かに 重大な人権侵害だと思う。今後ますます増え ると思うので、計画の中で大きく位置付け るとともに、具体的な対策を希望する。	計画の中で重要課題の一つと位置付けて おります。インターネット上で人権侵害が あった場合の対処方法や相談窓口の周知、 京都府と連携したインターネット上の人権 侵害に係る書込みの法務省への削除要請な どに取り組んでまいります。
131	啓発だけでなく、インターネット上の差別 書込みの削除要請などの取組を積極的に実施 してほしい。	京都府と連携したインターネット上の人 権侵害に係る書込みの法務省への削除要請 などに取り組んでまいります。
132	部落問題を学ぶ意欲のある学生などが、イ ンターネット上の差別的な記事や動画を見て 誤った知識を植え付けられ、逆に忌避意識を 持ってしまう、といったことが少しでもな くなるよう、インターネットの人権侵害に係 る法務省への削除要請にしっかり取り組ん でほしい。	京都府と連携したインターネット上の人 権侵害に係る書込みの法務省への削除要請 などに取り組んでまいります。
133	インターネット上の誹謗・中傷や暴露な ど の書込みについては、削除できるよう法整備 が必要である。	本市としましては、国の動きを注視する とともに、京都府と連携したインターネッ ト上の人権侵害に係る書込みの法務省への 削除要請などに取り組んでまいります。
134	インターネットやSNSが差別や誹謗中傷 の温床になっていると思う。そうしたサイ トへの罰則などについて、もっと強力に記 述しても構わないのではないかな。	御意見につきましては、今後の参考とさ せていただきます。
135	インターネットによる人権侵害のリスクに ついて、早いうちから、学校においてモラ ル教育を進め、保護者、地域とも一緒に、 子どもを守らなければならない。	子どもの間で生じている、スマートフォ ンやインターネット利用に起因する様々 な問題を予防・解決するため、子どもた ちが主体的に課題を理解して自ら解決策 を考え、さらに保護者の課題意識の向上 及び家庭等での行動の支援にもつながる 授業プログラム「携帯情報通信機器に関 する学習・啓発プログラム」（スマホ学 習）などを実施してまいります。
136	ツイッターやゲームは、親に見えないと ころで知らない人と簡単に交流できてしま うため、子どもが犯罪に巻き込まれたりな どしな いか心配である。子どもだけでなく、親 も一緒に学べるような取組があればよい と思う。	
137	インターネット上では、誤った知識に基 づく記事があふれており、正しい知識を 伝える啓発や情報リテラシーに関する教 育に、行政としてしっかり取り組んでほ しい。	御意見を踏まえ、インターネットに関 する人権教育・啓発の取組を着実に推 進してまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
138	個人情報の保護、情報発信における責任やモラルに関する記述に加え、障害のある人や高齢者などの情報通信技術の利用機会の拡大や活用能力の向上、円滑な情報アクセスへの支援により、より一層の社会参加を促進するような視点も盛り込んではいかがでしょうか。	御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
L G B T等の性的少数者の人権尊重		
139	L G B T Qのような性的指向は、現代ではもはや個性の一つであり、それが原因で差別されるようなことがない社会を目指すことは、もはや全世界的な傾向である。 今回の計画見直しは、そうした社会の潮流を生み出す一助になることを期待している。	多様な性の在り方を相互に認め合える、差別や偏見のない共生社会の実現に向け、性的少数者への理解促進や、性的少数者の生活における困難の解消を目指し、社会参加を促進するための取組を進めます。
140	「L G B T等の性的少数者の人権尊重」が単独の重要課題になったことは、市民理解を広げるために良いことだと思う。セクシュアルマイノリティがカミングアウトする必要のない世の中になってほしい。	多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、自分らしく自由に生きられる社会の実現を目指して、計画を着実に推進してまいります。
141	「L G B T等の性的少数者の人権尊重」について、前回の計画から大幅に追加されたのは良いことである。特に「理解促進・支援」のところに、「性的少数者についての教職員の正しい理解促進及び、学校園における性的少数者に対するきめ細かな対応の促進」と記載されたことを評価する。今後、さらにきめ細かな計画が行われていくことを希望する。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。
142	セクシュアルマイノリティの政策に関して、当事者不在の中で方針を決めることがないよう、多くの当事者の声を聴くことが必要だと考える。	L G B T等の性的少数者の人権尊重の取組につきましては、「京都市人権文化推進懇話会」のもとに学識者や支援団体などの意見を聴く「専門意見聴取会」を設置し、議論を深めていただき、懇話会からの御意見を踏まえて検討するとともに、当事者や支援団体等からの意見聴取などにより、困難状況等の把握に努めてまいります。 計画には、「理解促進・支援」施策の「性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進」について、具体的な取組として、性的少数者の意見交換や経験の共有、交流などの場として「コミュニティスペースの設置」を記載します。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
143	性的マイノリティに対する偏見のために、パートナーが同性であるということだけで、身をひそめるように生きなければならないことは疑問である。 同性カップルに、「パートナーシップ制度を申請して、一緒に暮らしているパートナーがいる」と言える選択肢と、万が一の時にパートナーであることを証明できるものがあれば、とても心強い。 社会がまず性的マイノリティを「認める」という立ち位置を表明すること、「パートナーシップ制度」を導入することは重要である。 性的マイノリティだけでなく、多様なあり方を率先して肯定し、様々な考えを持つ人が他者を貶めることなく、異なることを受け入れ、共生を目指すべきである。	「パートナーシップ制度」につきましては、「京都市人権文化推進懇話会」のもとに学識者や支援団体などの意見を聴く「専門意見聴取会」を設置し、議論を深めていただき、懇話会からの御意見を踏まえ、当事者や支援団体等から広く意見をお聴きして、検討してまいります。 計画には、「理解促進・支援」施策の「性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進」について、具体的な取組として、「パートナーシップ制度」を記載します。
144	L G B Tについて同性婚に代わるパートナーシップ条例について、京都市は取り組まないのか。	
145	条例制定も見すえてL G B Tパートナーシップ制度化に取り組むべきではないか。	
146	息子を預けている保育園に、髪を伸ばしたり、ひらひらの服が好きな男の子がおり、保護者の方も悩んでいる。息子も「男の子はこの色」「男の子なのにこんなのおかしい」などの発言をすることがあり、「お友達は好きな服を着ているだけ。あなたも好きな服を着たら良いんだよ。」と話しているが、伝え方が難しいと感じている。	多様な性の在り方を相互に認め合える、差別や偏見のない共生社会の実現に向け、啓発リーフレットや講座等を活用した、性の多様性や性的少数者について理解を深めるための市民・企業への啓発活動の推進に取り組んでまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
様々な課題（アイヌの人々）		
147	アイヌの人々は、なぜ様々な課題の一つに挙げられているのか。	アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。また、「アイヌの人々」は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、人権課題の一つとして位置付けられており、本市としてもそのように認識しております。
様々な課題（婚外子）		
148	全国の自治体が受け付けている出生届には、未だに「嫡出子・嫡出でない子」のチェック欄が存在する。これは、明らかに人権侵害であり、京都市としては引き続き国に対して是正するよう、強く要望してほしい。こうした差別を見過ごしながら、「子どもを共に育む」であるとか「一人も取り残さない」などという文言を掲げることは、ダブルスタンダードである。	本市も参加している全国の戸籍事務担当者の会議において、出生届の記載事項の見直しについて議論が行われ、国に対して要望されております。
様々な課題（北朝鮮当局による拉致問題等）		
149	なぜ、「北朝鮮当局による拉致問題等」が様々な課題に新たに加えられたのか。	北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重要な問題です。解決には幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、本市においても、拉致問題の周知・啓発に取り組んでいることから、課題に加えたものです。
様々な課題（東日本大震災等に起因する人権問題）		
150	被災者の人権を尊重し、支援を進める必要があるため、計画に「東日本大震災等に起因する人権問題」が取り上げられていることに賛同する。	御意見をいただきましたとおり、計画を着実に推進してまいります。

4 第3章「人権施策の推進」の「1 教育・啓発」 16件

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
151	過去に生じた人権問題を学び、人権尊重の意識を、機会のあるごとに再認識できるよう、教育・啓発が非常に重要である。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進し、人権啓発や人権教育における取組の充実を図ってまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
152	正確な情報の把握には、教え、知ること、そして学び、理解し実践することが大切なプロセスであり、そのためには幼児・学校教育は、最も大切な入口だと感じている。	幼稚園・保育園（所）・認定こども園等において自己肯定感や人への信頼関係を育み、相手を尊重する気持ちを培うなど、道徳性の芽生えを培います。また、学校において、自ら進路を切り拓き、自立して生活することができるとともに、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成、すなわち、「人権という普遍的文化」の担い手の育成を目指した取組を推進します。
153	最近の、多数派以外の人々が生きづらさを感じるという風潮が、いじめやハラスメントを生み出している要因になっているように感じる。改めて個性の大切さを見直すべきであり、そのためにやはり学校教育の場は重要である。	本市では、学校教育において、子どもの個性や特性を尊重し、自己実現を可能とする力を身につける場を保障する取組を進めております。 御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。
154	教職員間のいじめ問題が起こらないように、教職員への人権教育が必要である。	本市では、全校種・全教職員のうち受講希望者を対象とした人権研修を実施しており、教職員の資質向上を図っております。今後も人権を尊重した取組の一層の推進に向け、教職員自らの人権意識の向上を図ってまいります。
155	日常生活の中でもまだまだ差別事象が見られる。人権意識を高めるためのこのような計画やいろいろな取組を、まずはもっと多くの方に知ってもらう必要がある。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進し、人権課題を知っていただくため、啓発をはじめとする様々な取組の充実を図ってまいります。
156	人権問題が外国人問題やL G B Tなど多岐にわたってきたと感じている。地道に啓発活動を続けるしかないと思う。計画を力強く押し進めてほしい。	御意見を踏まえ、計画を着実に推進し、全ての市民に人権について関心を持っていただけるよう、人権啓発の取組の充実を図ってまいります。
157	社会生活の中で、人権擁護の観点は最も大切であり、地道ではあるが、継続的かつ効果的な啓発が重要である。	
158	子ども、高齢者、働く人や女性の人権など、多くの人に関して身近な人権問題の関心が高いのは当然だが、だからこそ、外国人やL G B T、同和問題など、比較的関心が低く、身近に感じにくい人権課題について、行政がしっかり啓発をしないとイケない。	
159	心に響く人権啓発の推進を期待する。計画案に賛同する。	

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
160	差別意識や偏見を一切持っていない人は存在しないのは当たり前のことである。それを計画や啓発物の中できちんと認めたうえで、差別や偏見を「ゼロにしよう」ではなく「減らしていこう」というメッセージを発する方が効果的だと思う。	御意見につきましては、今後の啓発に関する施策を検討する際の参考とさせていただきます。
161	リーフレットでは、表紙に可愛い絵が描かれ、中身も分かりやすく、人権を身近に考えられるように工夫がされていて、大変素晴らしい。人権は誰にとっても身近で大事であるということを、みんなが考えられるような啓発等に取り組んでほしい。	御意見を踏まえ、今後とも、人権について身近に感じ、考えていただけるような啓発に取り組んでまいります。
162	リーフレットはカラフルで、また、内容もわかりやすく工夫されている。 人権というとハードルが高く感じるため、とっつきやすく、イメージのわきやすい広報の在り方も大切だと思う。	
163	人権は、意識しない限りは自分と距離のあるものを感じてしまう。 例えば、著名人や、京都ではやっているお店・場所等と「人権」がコラボできたりすれば話題性もあり、若い人にも伝わるのでは。啓発用のティッシュにしても、人権の標語が書いてあるよりも、人権に関する謎解きが書いてあるとか、検索したくなるような仕掛けがあるとか、より効果的な、もっと身近に感じられるような啓発を行ってほしい。	著名人が出演する人権啓発イベントの実施や、インタビューを掲載した人権情報誌の発行などに取り組んでおります。 御意見を踏まえ、今後とも、人権について身近に感じ、考えていただけるような啓発に取り組んでまいります。
164	計画内容に異論はないが、具体的な啓発方法は、柔軟に取り組んでほしい。	御意見を踏まえ、人権啓発の取組の充実を図ってまいります。
165	人権意識の高まりを感じる反面、「人権尊重」を意識するあまり、「人権問題」に対する過剰反応も見られるように思う。正解のない人権問題を提起すること自体が不謹慎と叩かれてしまったり、表明した意見が尊重されない社会では、本当の意味での人権文化が息づいているとは言えないのではないか。教育・啓発の前提として、人権に関する議論が自由にできる社会づくりを進めるという視点も重要である。	市民ひとりひとりが、自己及び他者の人権の大切さを認識し、日々の暮らしの中に人権を大切に、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の構築に向け計画を推進するとともに、啓発に関する施策に取り組んでまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
166	L G B Tや男女の役割分担，人権に関わることを，子どもに分かりやすく伝えることができる絵本や題材があれば，親として助かる。	保護者を対象に実施している「家庭教育講座」や，P T Aにおける研修事業等の場を活用し，家庭での人権教育に活用可能な情報の提供に努めてまいります。

5 第3章「人権施策の推進」の「3相談・救済」 4件

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
167	相談窓口の設置は大切だと思うが，相談後，問題解決に向け助けてくれる団体や施設につながる仕組みがうまく機能することを願う。相談だけで問題が解決することは少ないような気がする。	市民が，人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口で相談ができるよう，相談体制を充実するとともに，その周知と京都地方法務局等の関係機関やN P O等によるネットワークの強化など，円滑な相談・救済が行われるような取組に努めてまいります。
168	子育てや介護に努力するも立ちいかなくなり虐待してしまう事例もある。原因の一つに社会的な孤立もあるのではないか。孤立に手を差し伸べるシステムづくり，また容易に相談できる体制づくりができないか。	子育てへの不安や負担感，孤立感を持つ家庭に対する相談，情報，交流の場の提供などに取り組んでおります。また，障害者や高齢者の介護で困ったときの相談窓口もあり，更なる周知や啓発に取り組んでまいります。
169	私は約10年前，東京から京都にやってきた。 外国人である自分に対するいじめ，いやがらせ，悪質な行為が5，6年前から始まり，日々受けている。最近，スパイアプリで後をつけられる。これは京都に住む多くの外国人の身に起こっている。 警察や法務局に行ったが，気のせいだと言われたり，聞くことしかできない，と言われた。 毎日がストレスで一杯だが，頼れる人がいない。普通の日常生活を送りたいだけである。それは多くを望み過ぎなのだろうか。	毎日の生活の中での人権問題の相談窓口として，人権擁護委員による人権相談が御利用いただけます。また，市国際交流会館では，外国籍市民の生活相談を随時受け付けています。 相談・救済の取組につきましては，今後も様々な相談に対応できる体制の充実に努めてまいります。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
170	「外国人」とあるのを「外国籍市民等」と修正してはどうか。	外国籍市民だけではなく、外国人観光客も対象範囲とするため、「外国人」としています。

6 第4章「計画の推進」 8件

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
171	計画なので今後の施策が漠然としており、イメージがつきにくいですが、今後、具体的な施策が推進されていくことを期待する。特に、「子ども」の人権については力を入れてほしい。	本市では、毎年度、各人権課題や教育・啓発等の取組について、具体的な事業計画の作成や取組実績の取りまとめを行っており、市のホームページでも公開しております。 御意見を踏まえ、計画を着実に推進してまいります。
172	市民や様々な関係機関と綿密な意見交換を行い、協力しながら、計画を推進してほしい。	人権にかかわる課題の解決には、地域社会や企業等の理解と協力が重要であり、関係機関等と連携しながら、今後も教育・啓発の取組を進めてまいります。また、計画に基づく人権施策について、全庁的な組織としての「人権文化推進会議」を中心に、関係部局間で緊密な連携を取りながら、総合的、効果的な推進を図ってまいります。
173	人口減少時代において不可欠である女性や高齢者、障害者等、多様な人々の社会参加のため、地域社会や企業の理解と協力が重要である。 行政の役割も重要であり、多様な人々が、個性や能力を十分に発揮できるよう、担当課等が連携し、総合力で推進してほしい。	
174	計画として定める以上、具体的な数値目標を設定してもよいのではないかな。	計画の評価については、各重要課題における分野別計画において、既に数値目標が設けられているものがあることや、行政評価制度（政策評価制度及び事務事業評価制度）において人権施策に関する指標を設けております。
175	年1回程度は全職員に人権研修を受けさせるべきではないか。受講状況等を公表することも含めて、「第4章 計画の推進」に明記してはどうか。	本市におきましては、5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」と位置づけ、全職員を対象に、集合研修や各所属における研修を実施しております。 今後とも、研修の実施を徹底してまいります。
176	実効性のある施策の推進をお願いしたい。	毎年度、施策の進捗状況の確認を行うとともに、外部の視点からの施策点検等を行う「京都市人権文化推進懇話会」において、実施事業の評価をしていただき、施策に反映することとしています。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
177	いろいろな視点が入り過ぎてぼやっとした感じがする。他の行政政策とのつながりが見えにくい。	御意見を踏まえ、計画の各重要課題のページに、関係する主な京都市の分野別計画等を記載いたします。
178	課題が多く、分かりにくい印象を受ける。	御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

7 その他 19件

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
179	キャッチコピーの「やさしさあふれる」に違和感を感じた。なくてもいいのではないか。	「ひとりひとりが、互いに認め合い、つながりを持ち、支え合いながら、安心安全に、笑顔で楽しく暮らし、働き、学び、観光できるまち」、すなわち「やさしさあふれる、おもてなしのまち」を、市民の皆様とともにつくってまいります。
180	地域で活動する際、相手のプライバシーに関する話を聞くとときに特に気を遣う。	御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
181	改めていろいろのことを知った。これからは、平等に暮らせる日が来てほしい。	人権文化の息づくまち・京都を目指して、計画を着実に進めてまいります。
182	これからも命のある限り楽しく平和に暮らしたい。	
183	東京オリンピック・パラリンピックの際、いつもの観光客層とは異なる外国人が多く来られ、日本又は京都の人の人権意識が試される機会になる。是非この計画をよく見て、自分の生活を振り返りたい。	
184	京都市立芸術大学の崇仁地区への移転に際して、強行的な立ち退きなどの問題が起こらず、再開発によって長年住む場所を不本意に奪われる人がないことを求める。	御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
185	犯罪を減らすという取組を警察に全て任せるのではなく、市も色々な角度から考察することも大切だと思う。	本市では、「第2次京都市生活安全（防犯・事故防止）基本計画」に基づき、「互いに助け合う、犯罪や事故が少ないまち」の実現を目指し、様々な取組を進めております。

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
186	真に広く市民の意見を募るためには、今のやり方では全ての層に届かないと思う。用紙を大量に印刷して配布しても効果がないのであれば、根本から見直す時期に来ていると思う。	今回のパブリックコメントの実施に当たっては、紙での配布のほか、京都市情報館（ホームページ）、共生社会推進室の公式フェイスブックページやツイッターでも広報を行っています。また、人権関連イベントや講座でも配布しております。 御意見につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
187	学校教育の場で、年齢に応じた正しい性教育をしてほしい。	「児童生徒の発達段階に考慮すること」は現行の学習指導要領でも示されていることであり、従前から学校現場でも意識しているところでありますが、御意見を踏まえ、より一層充実に努めてまいります。
188	沖縄県出身者への差別問題が抜け落ちている。人権問題として是非明記してほしい。	計画では、人権は、「市民一人ひとりにとって身近」で、「すべての人々にとって普遍的なもの」であって、「人は互いに助け合い、人権が守られることによって、自分らしく幸福な日常生活を送ることができる」としています。 今後も、様々な人権課題について正しく理解され、その解決が図られるよう、「やさしさあふれる人権文化の息づくまち」を目指し、市民と協働した取組を進めてまいります。
189	あらゆる差別の解消のため、昨年11月に行われた市民意識調査を分析し、市の政策に反映されるようお願いする。	市民意識調査の分析結果も踏まえつつ、計画を着実に推進してまいります。
190	「市民意識調査」の「住宅を選ぶ際に気になること」の質問項目が、プラス的な要素も入っており、単純に比較できない。項目をマイナス要素に絞って、その中で「同和地区」がどの程度占めるのか、またその推移は、といった調査にすべきである。	御意見につきましては、今後、市民意識調査を実施する際の参考とさせていただきます。
191	パブコメリーフレット表紙の「共に生きる次の時代のあたりまえ」は、うまい表現である。イラストも素朴でよいイメージである。	今後とも、人権について身近に感じていただけるような啓発に取り組んでまいります。
192	リーフレットのキャッチフレーズ「共に生きる 次の時代のあたりまえ」は、新しい令和という時代、また、古いものも新しいものも取り込む懐の深さのある京都にピッタリである。	

番号	市民意見の要旨	本市の考え方
193	リーフレットのタイトル「共に生きる 次の時代のあたりまえ」が良い。これが本当に当たり前になったとき、市民に最高の幸せをもたらすことになるので、期待している。	今後とも、共生社会の実現に向け、計画を着実に推進してまいります。
194	行政の施策が「手厚いほど良い」という発想にならないよう、意識してほしい。	
195	たばこのない禁煙の街を実現してほしい。	
196	喫煙所が設置され、その周囲に受動喫煙被害を生じさせている。 これにより喘息等の持病を理由としたたばこ煙を社会的障壁とする障害者（弱煙者）が駅前を安全に利用できないという差別を受けている。喫煙所を撤廃し、差別を解消してほしい。	
197	日々、たばこの煙に悩まされている。 喫煙する機会を減らすことこそ、社会のためになると思う。日本の代表として、京都市はどこの都市よりも真っ先に、熱心に、完全喫煙化に取り組むべきではないか。	